

# 財 団 法 人 日 本 穀 物 検 定 協 会 役 員 退 職 手 当 規 程

## (趣旨)

第1条 (財)日本穀物検定協会の常勤の役員(以下「役員」という)の退職手当の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

## (退職手当の支給)

第2条 退職手当は、役員が退任した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

ただし、役員が寄附行為第19条により解任された場合には当該役員には退職手当を支給しない。

## (支給額)

第3条 退職手当の額は、在任期間1ヶ月につきその者の退任の日における俸給月額に100分の28の割合を乗じて得た額とする。

2. 前項の規程による退職手当の額は、その者の職務実績等に応じて予算の範囲内において会長がこれを増額又は減額することができる。

## (在任期間の計算)

第4条 在任期間の月数の計算については、役員に就任した日から起算して暦に従って計算するものとし、1ヶ月に満たない端数を生じたときは、1ヶ月として計算するものとする。

## (実施細則)

第5条 退職手当の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

